

特別養護老人ホームしおさい岬（ユニット型個室）

令和6.6.1～

月額料金早見表(30日計算)

			要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
			1日682円	1日753円	1日828円	1日901円	1日971円
給付内①	施設介護サービス費		20,460	22,590	24,840	27,030	29,130
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)(6円)		180	180	180	180	180
	看護体制加算(Ⅱ)イ(23円)		690	690	690	690	690
	夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ(46円)		1,380	1,380	1,380	1,380	1,380
	科学的介護推進加算(Ⅰ)(月40円)		40	40	40	40	40
	介護職員等処遇改善加算(新加算Ⅱ)※		3,094	3,384	3,690	3,988	4,273
	施設介護サービス費合計		25,844	28,264	30,820	33,308	35,693
給付内② 内②	第1段階	食費(300)	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
		居住費(820)	24,600	24,600	24,600	24,600	24,600
	第2段階	食費(390)	11,700	11,700	11,700	11,700	11,700
		居住費(820)	24,600	24,600	24,600	24,600	24,600
	第3段階①	食費(650)	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500
		居住費(1310)	39,300	39,300	39,300	39,300	39,300
	第3段階②	食費(1360)	40,800	40,800	40,800	40,800	40,800
		居住費(1310)	39,300	39,300	39,300	39,300	39,300
	第4段階	食費(1445)	43,350	43,350	43,350	43,350	43,350
		居住費(2006)	60,180	60,180	60,180	60,180	60,180

※科学的介護体制加算(Ⅰ)月40円(令和6年4月1日以降)

※療養加算(該当者)は、1回6円・90回(30日)540円・安全対策体制加算(令和3年10月1日以降入所者1回20円)

※介護職員等処遇改善加算(新加算Ⅱ)…介護報酬総単位数(基本サービス費+各種加算減算)の136/1000(上記金額は目安となります。加算により変動します。)

月合計負担額

いずれかの段階に該当

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
月 額	第1段階	59,444	61,864	64,420	66,908	69,293
	第2段階	62,144	64,564	67,120	69,608	71,993
	第3段階①	84,644	87,064	89,620	92,108	94,493
	第3段階②	105,944	108,364	110,920	113,408	115,793
	第4段階	129,374	131,794	134,350	136,838	139,223

(上記金額は目安となります。加算により変動します。)

高額介護サービス費受給後(カッコ内は上限額)

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
給付内①の合計額→		25,844	28,264	30,820	33,308	35,693
月 額	第1段階(15,000円)	48,600	48,600	48,600	48,600	48,600
	第2段階(15,000円)	51,300	51,300	51,300	51,300	51,300
	第3段階①(24,600円)	83,400	83,400	83,400	83,400	83,400
	第3段階②(24,600円)	104,700	104,700	104,700	104,700	104,700
	第4段階(44,400円)	129,374	131,794	134,350	136,838	139,223

(上記金額は目安となります。加算により変動します。)

[利用者負担段階]

第1段階＝世帯全員が市町村民税非課税で高齢福祉年金を受給している方、生活保護を受給している方
第2段階＝世帯全員が市町村民税非課税で所得金額と課税年金収入額の合計額が年額80万円以下の方
第3段階①＝世帯全員が市町村民税非課税で所得金額と課税年金収入額の合計額が年額80万円超120万円以下の方
第3段階②＝世帯全員が市町村民税非課税で所得金額と課税年金収入額の合計額が年額120万円超266万円以下の方
第4段階＝第1・2・3段階以外の方 介護負担割合証：1割負担は年金収入年額280万円未満の方
第4段階＝第1・2・3段階以外の方 介護負担割合証：2割負担は年金収入年額280万円超340万円未満の方
第4段階＝第1・2・3段階以外の方 介護負担割合証：3割負担は年金収入年額340万円以上

いずれかの段階に該当